



平成30年度 全国労働衛生週間が始まります。

<スローガン>

期間：10月1日(月)～7日(日)

こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的に昭和25年から毎年実施しています。それぞれの職場での安全衛生パトロール、スローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会の開催など、様々な取組を展開しましょう。

無料労働問題相談会開催

相談無料

秘密厳守

★事前予約制 (下記、電話またはメールにて)

※予約多数の場合は先着順となります...

解雇、退職、賃金未払、労働条件の引き下げ等の労使間のトラブルについて香川県労働委員会委員ら専門家による無料労働相談会を開催します。(高松市内2か所)

日時：10月9日(火)：13時～16時
10日(水)：9時30分～12時30分
・13時～16時

場所：県労働委員会事務局会議室
(県庁東館3階)

申込期限：9日の場合 5日の午前中
10日の場合 9日の午前中

日時：10月13日(土)～14日(日)：
13時30分～16時30分

場所：香川県社会福祉総合センター6階
和室研修室

申込期限：12日の午前中

【事前予約・お問い合わせ】香川県労働委員会事務局

TEL : 087-832-3723 E-mail : roui@pref.kagawa.lg.jp



ハラスメント対応特別相談窓口が開設されました

～平成30年12月28日(金)まで

匿名OK

プライバシー厳守

相談無料

働く人も、企業の担当も相談できます！

- ・セクシャルハラスメント
- ・パワーハラスメント
- ・妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

その他、不利益取扱い(解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しないなど)

<香川労働局 ハラスメント対応特別相談窓口> 8時30分～17時15分

TEL : 087-811-8924 (香川労働局 雇用環境・均等室)

高松市サポート3-33 高松サポート合同庁舎北館2階



10月は、骨髄バンク推進月間・臓器移植普及推進強化月間です！

■お問い合わせ先：高松市保健所 保健対策課 TEL 087-839-2860

骨髄バンク

白血病などの病気は、骨髄移植や末梢血幹細胞移植という治療方法で治すことができるようになりました。

これらの移植を行うには、提供者（ドナー）と患者の白血球の型（HLA型）が適合している必要がありますが、その確率は、兄弟姉妹間でも4分の1、非血縁者（他人）間になると、数百から数万分の1の確率でしか一致しません。

そのため、一人でも多くのドナー登録が必要となります。

●ドナー登録ができる人は？

- ・骨髄・末梢血幹細胞の提供の内容を十分に理解している方
 - ・年齢が18歳以上、54歳以下で健康な方
 - ・体重が男性45kg以上、女性40kg以上の方
- ※提供できる年齢は20歳以上、55歳以下です。
提供にあたっては、家族の同意が必要です。

●提供時の休業補償はあるの？

高松市では、骨髄ドナー休暇制度のないドナー（市民）と、その方が働いている市内の事業所に対して、助成をしています。詳しくは、高松市ホームページ「もっと高松」をご覧ください。

[ドナー助成制度](#) [検索](#)

●高松市内のドナー登録窓口は？

献血ルーム オリーブ

【受付時間】 月～日曜日 9:40～12:40、13:40～17:40

【住所】 高松市丸亀町13-3 高松丸亀町参番街東館3階

【電話】 087-821-2300

臓器移植

臓器移植は、病気や事故によって臓器が機能しなくなった人に、他の人の健康な臓器を移植し、機能を回復させる医療です。


●臓器を「提供する」または「提供しない」の意思表示にご協力ください！

自分の意思を尊重するためにも、臓器提供や移植について一人ひとりが考え、家族等と話し、自分の臓器を「提供する」または「提供しない」という意思を表示しておくことが大切です。

●意思表示ができる人は？

意思を表示することに年齢の上限はなく、薬を服用されている人など、どなたでも表示できます。
※意思はいつでも、何度でも変更できます。
※提供については、実際の臓器提供時に医学的検査をして判断します。

●臓器提供に関する意思表示の方法は？

- ①インターネットで意思登録サイトに登録する
[日本臓器移植ネットワーク](#) [検索](#)
- ②運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードの意思表示欄に記入する
- ③臓器提供意思表示カード ⇒  に記入する

アルコール健康障害対策推進基本法

11月10日～16日はアルコール啓発週間です

アルコールは生活に豊かさと潤いを与える一方で「不適切な飲酒」はアルコール健康障害の原因となります。アルコール健康障害は、本人の健康問題だけでなく、その家族への深刻な影響や、重大な社会問題を生じさせる恐れがあります。

国の調査では、飲酒習慣のある人の4.6%がアルコール問題を抱えていると報告があります。皆さんのお酒の飲み方を見直してみませんか？

お酒に関するご相談は
高松市保健センター 精神保健係
TEL (087) 839-3801

<飲酒の指標（厚生労働省「健康日本21」）>

- ① 未成年、妊婦はゼロに
- ② 飲むなら「節度ある適度な飲酒」
1日にアルコール20g（女性と高齢者、お酒の弱い人は半分）

アルコール20gとは・・・
ビール500ml、日本酒1合、7%のチューハイ350ml
25%の焼酎100ml、ワイン200ml、ウイスキー60ml

- ③ 生活習慣病のリスクが高まる飲酒に注意
男性は1日40g以上 女性は1日20g以上
- ④ 多量飲酒しない
（さまざまな社会問題を引き起こし、アルコール依存症にもつながる。）1日にアルコール60g以上

